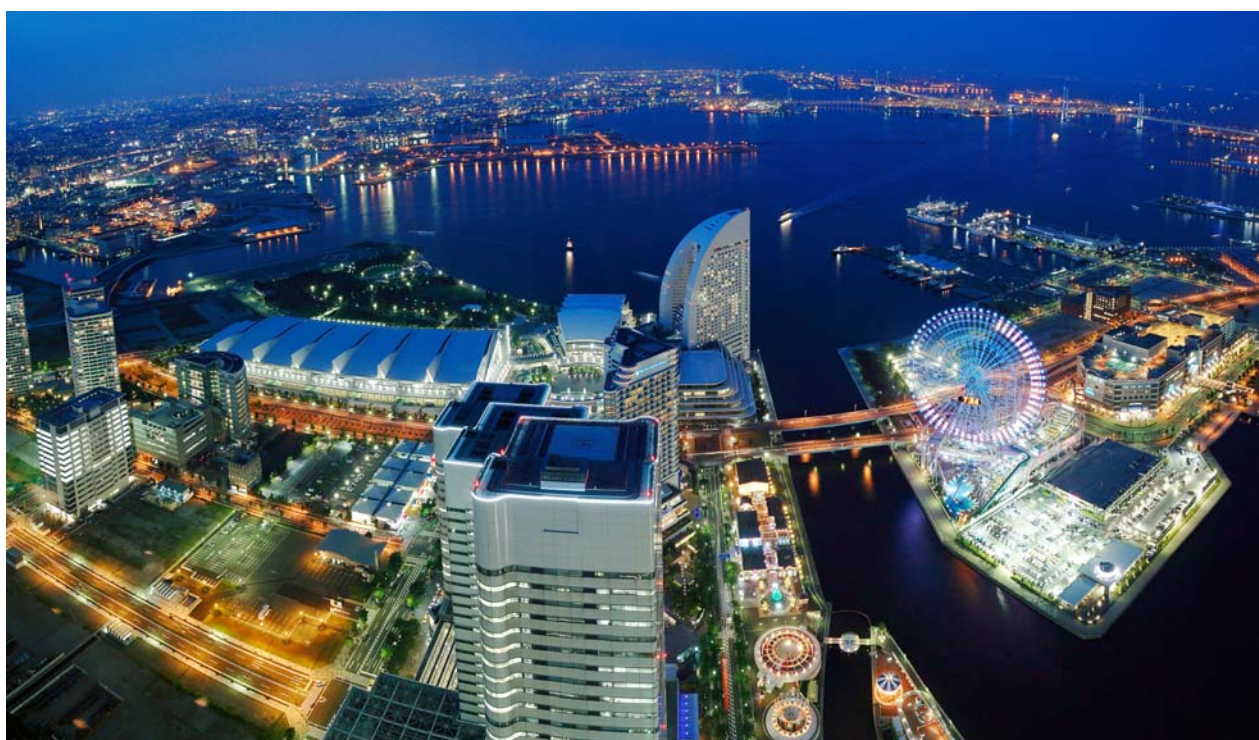


国の制度及び予算に関する 追加提案・要望書



平成20年11月
横 浜 市

横浜市政の推進につきまして、平素から格別の御高配・御協力をいただき、深く感謝しております。

いよいよ、地方分権の議論も、個別の行政分野における具体的な改革や、必要となる税財政措置の検討という重要な局面を迎えており、横浜市も地方分権改革推進委員会の議論を注視しながら、大都市の力を存分に発揮できる仕組みの構築に向けて取り組んでいるところです。

本提案・要望書は、このような地方分権に向けた本市の取組を進めるにあたって、日本最大の市としての責任を十分に果たしていくために、国及び関係諸機関に御協力・御改善いただきたい事項のうち重要な項目に絞って、平成21年度の国家予算編成の時期にあわせて取りまとめたものです。

さらに、最近の情勢として、原油高による原材料価格の高騰等に加え、米国に端を発する世界的な金融不安の発生、株価の乱高下など、我が国を取り巻く経済状況は予断を許さないものとなっています。こうした中、市内経済の安定化を図ることは、本市においても喫緊の課題となっており、本書冒頭では国として緊急に取り組んでいただきたい対策についても提示しています。

例年より格段に厳しい財政状況の中、多分野にわたる課題に迅速に対応しなければならない地方自治体の実情を是非とも御了察のうえ、本市の提案・要望につきまして特段の御配慮をいただくようお願いいたします。

平成20年11月

横浜市長 中田 宏



地方に配慮した緊急経済対策について

米国に端を発した金融危機から世界的に市場が動揺し、同時不況への警戒感が高まっている中、我が国においても市場は混乱し、経済や市民生活に大きな影響を及ぼしている。

この未曾有の経済状況に対し、逐次の緊急経済対策が行われている中ではあるが、本市においても、地域経済と市民生活を守るため、最大限の対策を行う覚悟であり、既に「横浜市緊急経済対策本部」を設置し取り組んでいるところである。

しかし、地方分権の議論は進んでいるものの、地方交付税総額が削減され、十分な税源移譲がなされない中、地方財政は危機的状況に陥っている。国においては、地方の現状を認識し、以下のことを実現するよう強く求めるものである。

- 1 地域経済の重要な担い手である中小企業に、円滑な資金供給が行われるよう、金融機関に対して適切な指導・監督を行うこと
- 2 緊急経済対策にあたっては、地方債による措置を含め地方の財政負担が一切生じることのないよう、必要な財源は確実に措置すること
- 3 道路特定財源の活用については、税源移譲を行うなど、各地方自治体において有効に対策を行うことのできる財源とすること
- 4 住宅ローン減税を個人住民税に導入する場合には、必ず減収分を特例交付金として措置すること
- 5 企業活動の省エネ・省資源の推進や技術革新の促進など、企業の成長力強化に向けた対策について、中長期的な観点から充実を図ること

追加提案・要望事項

指定都市への分権の推進と地方の意見を踏まえた対応（内閣府・総務省）	1
大都市の役割にふさわしい新たな大都市制度の創設（内閣府・総務省）	3
国と地方の税源配分の改善（総務省・財務省）	5
新たな市民的価値とビジネスチャンスを創出する公民連携の推進 （内閣府・総務省・国土交通省）	7
新型インフルエンザ対策の充実・強化 （内閣官房・総務省・財務省・厚生労働省・国土交通省）	9
地球温暖化対策の推進 （総務省・財務省・経済産業省・資源エネルギー庁・環境省・警察庁）	11
羽田空港の真の国際化の推進(国土交通省)	15
市内米軍施設の返還と跡地利用の推進(総務省・外務省・財務省・国土交通省・防衛省)	17
介護保険制度に係る改善(総務省・財務省・厚生労働省)	19
国民健康保険に対する財政措置の見直し(総務省・財務省・厚生労働省)	21
緑地・農地の保全のための関係法令の見直し （総務省・財務省・農林水産省・国土交通省）	23

横濱開港150周年

指定都市への分権の推進と地方の意見を踏まえた対応

(内閣府・総務省)

【提案内容】

- 1 指定都市の規模・能力と果たしている役割の重要性に鑑み、今次の地方分権改革において、国・道府県から指定都市への分権を一層推進すること。特に、今後、国から道府県へ移譲する事務・権限は、原則として指定都市へ移譲すること。
- 2 地方分権改革推進委員会においては、地方の意見を十分に踏まえ、予定された勧告のみならず、追加勧告などの柔軟な対応を含めた、最大限の努力を行うこと。

【提案の背景】

- ・ 地方分権改革推進委員会及び総務省におかれては、所管府省等の抵抗に遭いながらも、地方分権改革の実現に向けた取組を果敢に進めており、その精力的な取組には深く敬意を表する。
- ・ しかし、これまでの委員会における議論については、基本的な考え方や方向性としては大いに賛同できるが、具体的な事項については、地方の実情を十分に踏まえたさらなる議論が必要であると考えます。
- ・ 地方分権の議論も、個別の行政分野における具体的な改革や、必要となる税財政措置の検討という重要局面に入っており、地方の実務的な要請を踏まえた議論がますます重要となっている。
- ・ 地方の実情に合った改革の実現に向けて、予定された勧告のみならず、地方の意見により、第1次勧告に盛り込まれた内容の修正や、追加勧告などの柔軟な対応を含めた、最大限の努力を行うことを求める。

■具体的な提案事項■

ア 指定都市への分権の明確化、指定都市と道府県との二重行政の全廃

- ・ 都道府県へ移譲することとされている事務・権限については、改めて指定都市への移譲を検討し、移譲先として明記すること。
- ・ 国・地方間だけでなく、都道府県・市町村間での二重行政の解消も図ること。
- ・ 指定都市の規模・能力を踏まえた道府県との役割分担の見直しを具体的に検討し、指定都市への分権については、第1次勧告に加え、改めて整理すること。

■ 国又は道府県から指定都市へ移譲すべき事務・権限（例）

一・二級河川の管理権限（国・県）、一般国道の管理権限（国）、全ての農地転用の許可権限（国・県）、自衛隊の災害派遣要請権限（県）、無料職業紹介・職業訓練等の労働行政に関する事務・権限（国・県）、医療計画の策定（県） など

イ 国の責任の再検討、明確化

- ・ 勧告において地方へ移譲することとされている事務であっても、国の責任において対応すべきものとして、再検討すること。
- ・ 地方分権改革推進の一方で、国の責任が不明確とならないよう留意すること。

■ 国の責任において対応すべき事項（例）

生活保護、公的医療保険制度（国民健康保険）、大規模災害時の財政措置 など

ウ 税源移譲による所要全額の財源措置

- ・ 権限移譲にあたっては、税源移譲による所要全額の財源措置を一体的に行うことを徹底すること。
- ・ また、現在、県が負担している経費についても、権限移譲に伴い、所要全額を税源移譲により財源措置すること。

■ 権限移譲による所要全額の徹底した財源措置（例）

教職員給与費負担（退職手当、事務費等含む）、直轄事業負担金 など

エ 指定都市の実態を反映した新たな税財政制度の構築

- ・ 道府県に代わって行っている一定の事務（大都市特例事務）についての所要額が指定都市の税源として措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。
- ・ また、大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税や法人所得課税の配分割合を拡充強化すること。

オ 国の出先機関の徹底した見直し、地方への人員等の協議による移管

- ・ 国においては、国の出先機関の見直しに伴い、徹底的な行政改革を行うこと。
- ・ 権限移譲に伴う出先機関の人員等の移管については、地方への一方的な押し付けは行わないこと。

大都市の役割にふさわしい新たな大都市制度の創設

(内閣府・総務省)

【提案内容】

- 1 大都市が果たしている役割の重要性に鑑み、大都市がさらにその能力を存分に発揮できるよう、広域自治体から独立した新たな大都市制度を創設すること。
- 2 来春に予定している「第3次勧告」に向けて、新たな大都市制度のあり方について、税財政制度のあり方を含めた具体的な検討を早急に始め、今次改革において明確な結論を得ること。また、検討にあたっては、本市など大都市の意見を十分に聴取すること。
- 3 国において、大都市を専門的に扱う担当セクションを設置し、我々とともに大都市のあり方の検討を進めること。

【提案の背景】

- ・ 現行の地方自治制度においては、大都市であっても、基本的に一般市と同じ枠組みの中で、一部特例的な扱いがされているにすぎず、大都市の役割に比べ不十分な税財源措置、依然として多く残る国や道府県の関与など制度的な限界のために、大都市が有する高い行財政能力が存分に発揮できていない。
- ・ 地方分権改革推進委員会や第29次地方制度調査会等においては、大都市制度のあり方が検討項目の一つに挙げられているが、現在までのところ、実質的な審議はなされていない。
- ・ 本市においては、大都市市民の満足度の向上だけでなく、国全体の発展にも貢献するための制度的位置づけを求め、独自の取組とともに、大阪市、名古屋市と3市共同で、新たな大都市制度構想の検討を進めているところである。

＜背景・目的＞

現在、地方分権改革や道州制の議論が活発化するなど、我が国は地方自治制度改革の転換期を迎えている。しかし、これまでのところ、都道府県一市町村という画一的な枠組みの中での議論だけが先行しており、国全体を牽引し我が国の国際競争力を支えている大都市の役割に応じた制度設計については、具体的な検討がなされていない。

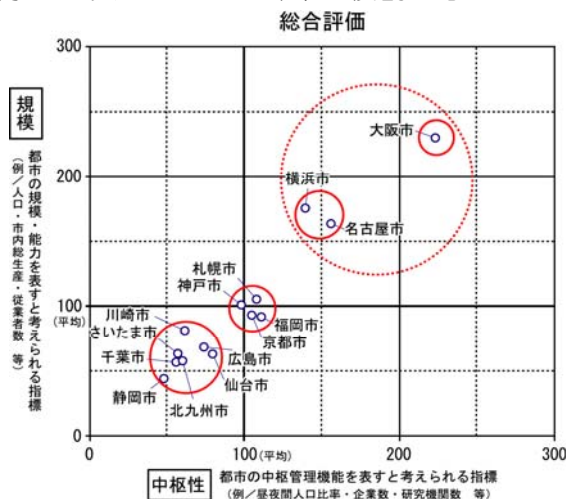
そこで、横浜・大阪・名古屋の3市は、この機をとらえ、暫定的な制度である指定都市制度を見直し、我が国を代表する大都市にふさわしい新たな大都市制度を構想・検討し、国等に対して提言していくため、共同で「大都市制度構想研究会」を設置した。

＜検討スケジュール＞

平成20年9月から検討開始。平成20年度中に構想提言をまとめ、政府等へ提出予定。

＜委員＞

(座長) 伊藤 滋	早稲田大学特命教授
(座代理) 佐々木 信夫	中央大学教授
阿部 昌樹	大阪市立大学大学院教授
北城 恪太郎	日本IBM株式会社 最高顧問
草刈 隆郎	日本郵船株式会社 代表取締役会長
土岐 寛	大東文化大学教授
森 徹	名古屋市立大学教授



【3市の様相—規模・中枢性】

＜検討の方向性＞

新たな時代に向けた自治構造の抜本的な見直しと、我が国全体の発展に資する大都市制度改革

1 時代認識、現状の課題

- 都市の時代、世界的な都市ネットワークの拡大
- 人口減少社会の到来、社会の持続可能性
- グローバル化と国際競争の激化
- 画一的な地方自治制度、大都市制度の不存在

2 大都市の重要性、大都市制度の必要性

- 経済的な活力や新しい価値の創造の源として国全体を牽引
 - 先進的な施策推進により全国の諸都市をリード
 - 大都市圏における中枢都市として都市圏全体の活性化を牽引
- ⇒役割にふさわしい制度的位置づけがなく、ポテンシャルを十分に発揮できていない

3 大都市制度改革の方向性

- 日本の国際競争力の強化、大都市圏における市民生活の向上
- 地方分権型社会の実現、国・地方を通じた行政運営の効率化
- 大都市の役割と実態に見合った独立性の高い都市制度の確立
- 道州制導入を見据えつつ、現行制度下の改革もおさえた検討

国と地方の税源配分の改善

(総務省・財務省)

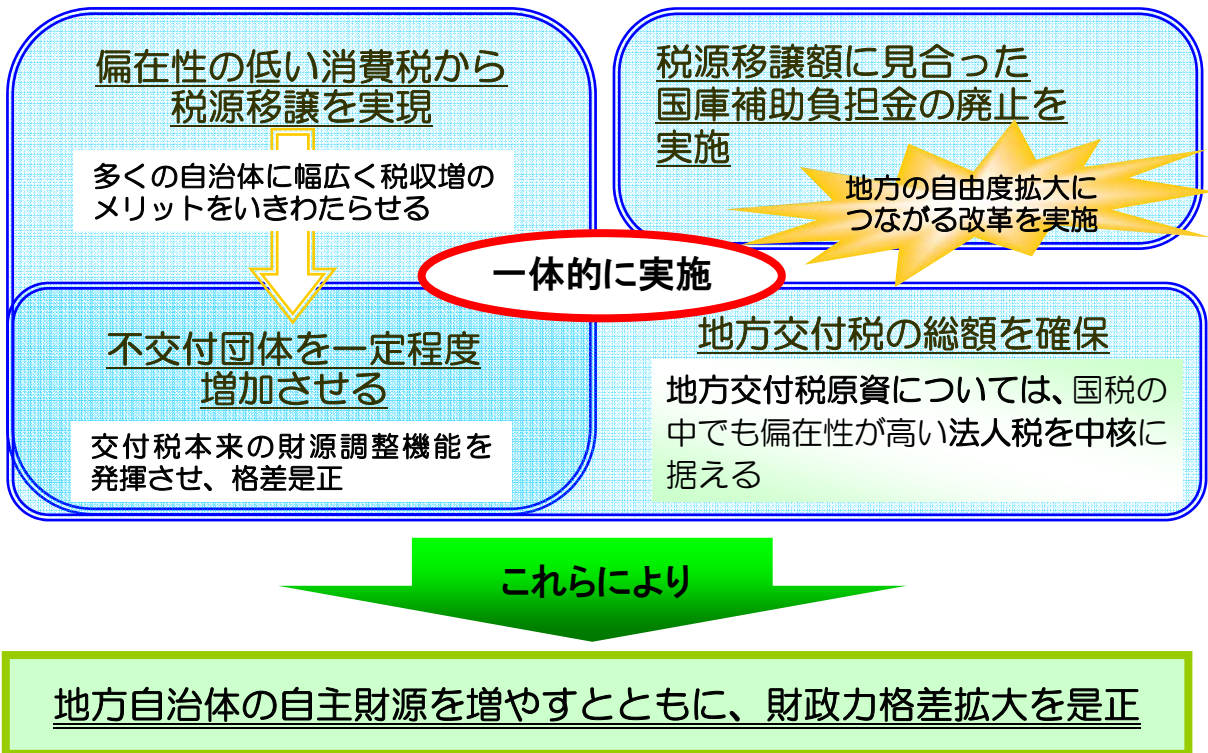
【提案内容】

- 1 地域間の財政力格差の是正については、地方税の総額の範囲内での調整ではなく、**地方税財源の拡充**の中で行うこと。
- 2 国と地方の税源配分の改善・地域間の財政力格差の是正を実現するため、以下のように**税源移譲・国庫補助負担金改革・地方交付税改革**を一体的に実施すること。
 - ① 偏在性の低い消費税から税源移譲を実施
 - ② 税源移譲額に見合った**国庫補助負担金の廃止**
 - ③ 税源移譲により**不交付団体を一定程度増加**させるとともに**地方交付税総額を確保**し、**交付税本来の財源調整機能を発揮**させ、**財政力格差を是正**
 - ④ **地方交付税原資には、偏在性が高い法人税を中核とする**

【提案の背景】

- ・平成20年度の地方財政対策では、地域間の財政力格差の是正が課題となったが、法人事業税の一部国税化によって、**地方税の総額の範囲内での調整による格差是正が行われ、国と地方の税源配分のあり方は、議論がなされなかった。**
- ・しかし、20年5月に取りまとめられた地方分権改革推進委員会「第1次勧告」においても、「**地方税財源に占める地方税の割合を引き上げることが不可欠**」と明記されているように、**役割分担に見合った地方税財源の拡充を図ることが最も重要な課題**である。
- ・そのためにも、まずは**国と地方の税収比を当面5:5とすることを目指して、速やかに税源移譲等の改革を進めるべき**である。

【一体的な改革の具体的な実施手法】



交付税原資において消費税と法人税の入替を行うことで…

- ① 安定的な財源としての地方消費税収入を拡充
- ② 国も消費税の実質的な収入を維持することが可能

【国と地方の実質的な税財源の増減】

例えば、消費税1%を税源移譲した場合

	税源移譲の財源	地方交付税の財源 (2.7兆円入替で総額は不変)	国庫補助負担金の財源 (国の活用財源の増加)
国の影響	▲2.7兆円	うち消費税減少 うち法人税増加 入替	+2.7兆円
地方の影響	+2.7兆円	— (総額は維持確保)	▲2.7兆円

新たな市民的価値とビジネスチャンスを創出する公民連携の推進

(内閣府・総務省・国土交通省)

【提案内容】

公民連携の推進は地域活性化の有効な方策として期待されており、国として公民連携の基本方針を掲げて重点的に取り組むほか、制度改善や規制緩和など必要な環境整備を行うこと。

- 1 VFMの考え方を共通基盤とする公民連携手法の統合化・簡素化
- 2 PFIを円滑に活用していくため規制緩和の促進
- 3 ノウハウ継承等のための公務員派遣制度の拡充等
- 4 公有資産の有効活用戦略の総合的な推進

【提案の背景】

- ・ 社会経済情勢の変化に伴い、行政だけで解決できない課題が増加する中、横浜市では、『共創』という理念を掲げ、行政と民間が互いの知識・ノウハウを活かし、新しい公共を共に創っていくため、公民連携手法の統括組織を本年4月に設置したところである。
- ・ 公民連携の推進は、新たなビジネスチャンスに伴う就業機会や有効需要の創出、さらには市民サービスの質的向上により、真に豊かな市民生活の実現と地域活性化に資する有効な方策として期待が高まっており、ひいては閉塞感ある我が国経済を牽引する新たな「鍵」として期待される。
- ・ 国においては各種の公民連携手法・制度の所管府省が異なり、現状の制度活用も必ずしも十分とは言えない。代表的な制度であるPFI、指定管理者制度、市場化テスト等について各制度の特性や利点の確立、手法適用に際しての環境整備など、総合的な公民連携推進の取組が必要である。

1 VFMの考え方を共通基盤とする公民連携手法の統合化・簡素化

- ① 公民連携の諸制度が複雑で、企業・行政内部からも分かりにくいとの声が寄せられている。
⇒ VFMの考え方を公民連携手法の基本に据え、コスト算定を含めた公民比較の方法や公民の対話による条件整備のあり方など、公民連携手法の統合化・簡素化に向けた検討が必要である。
※VFMとは：Value For Moneyの略。一般に「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方。（引用：内閣府「VFMに関するガイドライン」）

2 PFIを円滑に活用していくため規制緩和の促進

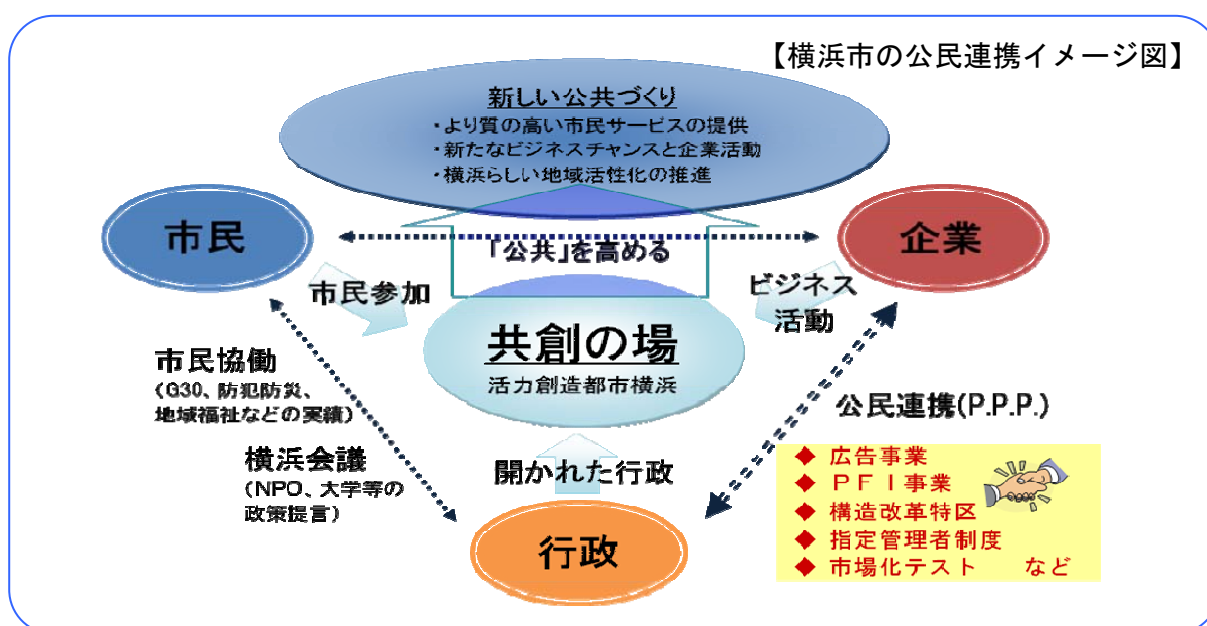
- ① 施設の運営主体の法人格が個別法で特定されている場合に、建設から運営までを一貫して行うPFI手法を活用できず、行政側のVFMの最大化が図られにくくなっている。
⇒ 個別法において特定目的会社（SPC）を運営主体として認めるなど、PFIの円滑な運用に向けた規制緩和を行うべきである。
② PFIによる施設整備・運営について、指定管理者制度を併用する場合であっても、償還年数に乗じた建設費と運営費の総事業費がWTO政府調達協定の対象となっている。
⇒ 市内事業者の育成や地域経済の活性化の観点から、指定管理者に係る運営費について、WTO適用除外にできることを明確にすべきである。

3 公共サービスのノウハウ継承等のための公務員派遣制度の拡充等

- ① 指定管理者制度の創設など、行政から民間への事業移転が増えているが、行政としてサービス水準の維持やノウハウ継承が求められている。そのため、公務員を派遣する場合も想定されるが、派遣可能な法人（公益法人・地方自治体出資の特定法人）や期間（最長5年）などが法律で制限されている。
⇒ 公共サービスのあり方を取り巻く環境変化に対応した制度とするため、一定の条件を課した上で、公益法人・特定法人以外の指定管理者も派遣対象とするなど、地方自治体の裁量に委ねられるよう柔軟な派遣制度も検討すべきである。また、専門人材の安定供給を確保するためにも身分保障から処遇保障へ円滑に移行できる制度の確立も必要である。

4 公有資産の有効活用戦略の総合的な推進

- ① 昨今の厳しい財政状況下では、財政基盤の強化及び地域経済の活性化のため、公有資産の有効活用PRE（Public Real Estate）戦略が不可欠である。
⇒ 公有資産情報の総合管理、ノウハウ蓄積、人材育成、公民連携による有効活用策など、より一層の推進が求められるが、国をあげてPRE戦略を総合的に推進していく必要がある。



新型インフルエンザ対策の充実・強化

(内閣官房・総務省・財務省・厚生労働省・国土交通省)

【提案内容】

新型インフルエンザが発生した時の対策を充実・強化するため、以下について特段の措置を講じること。

- 1 感染拡大防止のための社会活動の制限や自粛要請について、感染症法の改正や特別法の制定により**所要の法的整備**を行い、**地方自治体の権限や役割を明確に**すること。
- 2 物流・ライフライン事業等の**国民生活の基盤となる事業を維持・継続するための対策**を講じること。
- 3 客船集約港として、水際での感染防止の徹底のため**検疫体制の強化と入院等施設の確保**を図ること。
- 4 国の責任においてワクチンの**安定的な供給体制**を確保するとともに、地方自治体が行う発熱外来の設置、ワクチン接種及び医療資機材の備蓄等について、**必要な財政措置**を講じること。
- 5 発生時の医療体制や社会活動制限等について、**国民が冷静に行動**するよう普及啓発すること。

【提案の背景】

- ・ 新型インフルエンザはほとんどの人が免疫を持たないため、発生時には世界的に大流行し、多大な健康被害と社会経済活動への影響が危惧されている。
- ・ 地方自治体への法的権限の付与をはじめ、対策を実施するにあたっての**具体的な基準、指針等**が未整備の部分が多い。
- ・ 地方自治体が実施する対策について、**十分な財政措置**がなされていない。
- ・ 新型インフルエンザ対策は、**統一的に広範な対応**が求められることから、国が強いリーダーシップを持って対策を推進していく必要がある。

【現状と課題等】

現 状

1 国の行動計画では、感染拡大防止のため、大規模集会等不特定多数の集まる活動の自粛勧告など、国民の社会活動の制限を実施するとしている。

2 世界的大流行（パンデミック）時は、社会経済に多大な影響を及ぼし、社会機能が破綻することも想定される。

3 関係省庁対策会議において、検疫実施港湾を「横浜」「神戸」「関門」の3港に集約化することが示された。

4 プレパンデミックワクチンの接種は、医療従事者等に限定されている。パンデミックワクチンについては、全国民分の製造に1年以上かかる。
また、国の行動計画では、発生時には各地方自治体（保健所等）において発熱外来の設置等を行う ことになっている。

5 発生時の医療体制、感染拡大防止策としての社会活動の制限等、現時点での新型インフルエンザ対策の詳細が、国民に十分に理解されていない。

課題等

① 国民の行動を制限する法的根拠が無い。
② 制限を行うにあたり、実施主体や具体的な基準が定まっていない。

① 感染拡大防止の観点からは、不要不急の事業は縮小・休止することが望ましい。
② 一方、国民生活を維持するために必要な医療、ライフライン事業等については、人員体制等を整備し事業活動を継続する必要がある。

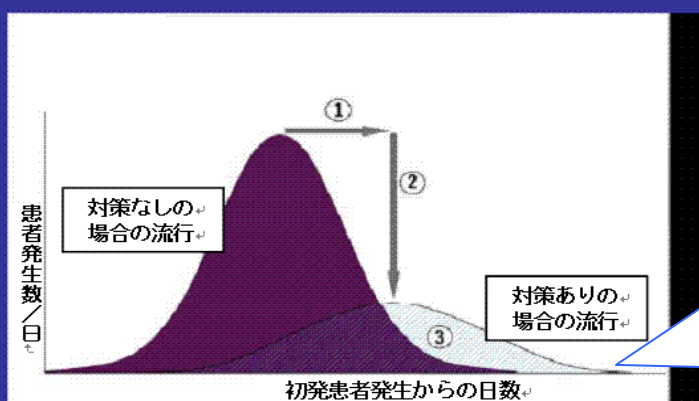
① 大規模客船は乗客乗員を合わせ数千名が乗船しており、大量の患者・濃厚接触者に対応する検疫体制や入院等施設が整備されていない。
② 水際での防止の観点から、船舶は着岸させず、沖合いでの臨船検疫を原則とすべきである。

① ワクチンは、希望者が迅速に接種できるよう、安定的な供給体制を確保する必要がある。
② 各地方自治体で発熱外来の設置等を行うにあたり、大量の患者に対応するための財政措置がなされていない。

① 新型インフルエンザ対策が国民のコンセンサスを得た対策となるように、全国民に周知・徹底を図り、理解を得る必要がある。
② 全国民への周知・広報等には、多大な費用とともに各関係機関との連携も必要となる。

【発生時の迅速な対応による効果】

パンデミック対策の効果



新型インフルエンザの発生初期段階における迅速な対応が、感染拡大を最小限に抑えることにつながる。

- ① ピークの遅延
- ② 患者数減少
- ③ 全体の影響抑制

↓
被害の縮小

U.S. Department of Health & Human Services(米保健社会福祉省)HP 抜粋

提案の担当／安全管理局危機対処計画課長
健康福祉局健康安全部健康安全課長
港湾局横浜港管理センター北部管理課長

岩元 隆道 TEL 045-671-4095
修理 淳 TEL 045-671-2442
野田 和明 TEL 045-671-2690

地球温暖化対策の推進

(総務省・財務省・経済産業省・

資源エネルギー庁・環境省・警察庁)

【提案内容】

- 1 実効性ある温室効果ガス削減対策を早期に推進すること。
 - (1) 事業者等に対する目標達成義務を課した排出権取引（キャップ&トレード）の導入
 - (2) カーボンオフセットへの幅広い主体の参画・普及拡大に向けた信頼性の高い制度規範・基盤を確立
 - (3) 環境税の導入検討を積極的に進めるとともに、地方自治体の温暖化対策についても必要な財源を確保

【提案の背景】

- ・横浜市は、脱温暖化の加速に向けて、平成20年1月に策定した「横浜市脱温暖化行動方針（CO-DO30）」を推進するとともに、7月に国から選定を受けた「環境モデル都市」として、37年度までに市民一人当たりの温室効果ガス排出量を対16年度比で30%以上削減することを目標としている。
- ・温暖化対策を着実に推進するためには、事業者をはじめとする各セクターが果たすべき責務の明確化はもとより、環境価値の広域的・国際的な流通の仕組みづくりが必要である。
- ・また、抜本的な温暖化対策の推進にかかるコストの負担と担保については、国として見識を示し、強いリーダーシップをもって推進すべき事柄として、着実な取組を求めるものである。

【提案内容】

- 2 再生可能エネルギーの飛躍的拡大を推進すること。
 - (1) 電気事業者に対し高水準の中長期的導入目標を課すとともに、発電量安定化や蓄電に係る技術開発を支援すること。
 - (2) 再生可能エネルギーの導入コストを国民が広く負担し、取組を促進するため、固定価格買取制度^(※)を導入すること。
 - (3) 太陽光発電・太陽熱利用に係る技術開発・量産化によるコスト低減を進めるとともに、住宅への導入誘導を促進し、市場の拡大及び自立化を早期に推進すること。

※固定価格買取制度…

再生可能エネルギーにより発電された電力を、発電コストを上回る一定価格で全量買い取ることを送電事業者に義務付ける制度。火力発電等の電力価格との差額は、消費者が支払う電力料金に負担金として広く転嫁する。

【提案の背景】

- ・本市は、37年度までに再生可能エネルギーを現在の10倍増とすることを目標に、再生可能エネルギー供給事業者の創設などによる需要拡大策を推進している。
- ・国においても本年5月の「長期エネルギー需給見通し」や6月の「新エネルギー政策の新たな方向性」において、再生可能エネルギーの最大導入ケースとして42年度までに一次エネルギー国内供給の約11%とすることを示しており、抜本的な施策の再構築が急務である。
- ・については、電気事業者による再生可能エネルギー導入上の課題解決を図るとともに、再生可能エネルギーの環境価値を高く評価し、より安定的で魅力的な導入インセンティブの構築に向けた取組を求めるものである。

【提案内容】

- 3 電気自動車など低公害・低燃費車両への代替を促進すること。
- (1) 運行の安定性・継続性の担保に向け、200Vコンセント（電源供給設備）整備にも補助制度を適用し、早期に面的整備を図ること。
 - (2) 税制上の優遇措置を継続するとともに、道路利用料金の減免などの優遇措置や、国が所管する広域道路網への燃料・電源供給施設の計画的設置などの基盤整備を図ること。
 - (3) 低炭素都市交通の実現に資する次世代自動車技術やITS[※]を活用した実証実験を支援するとともに、これらの普及に係るインフラ整備への計画的・継続的支援を行うこと。

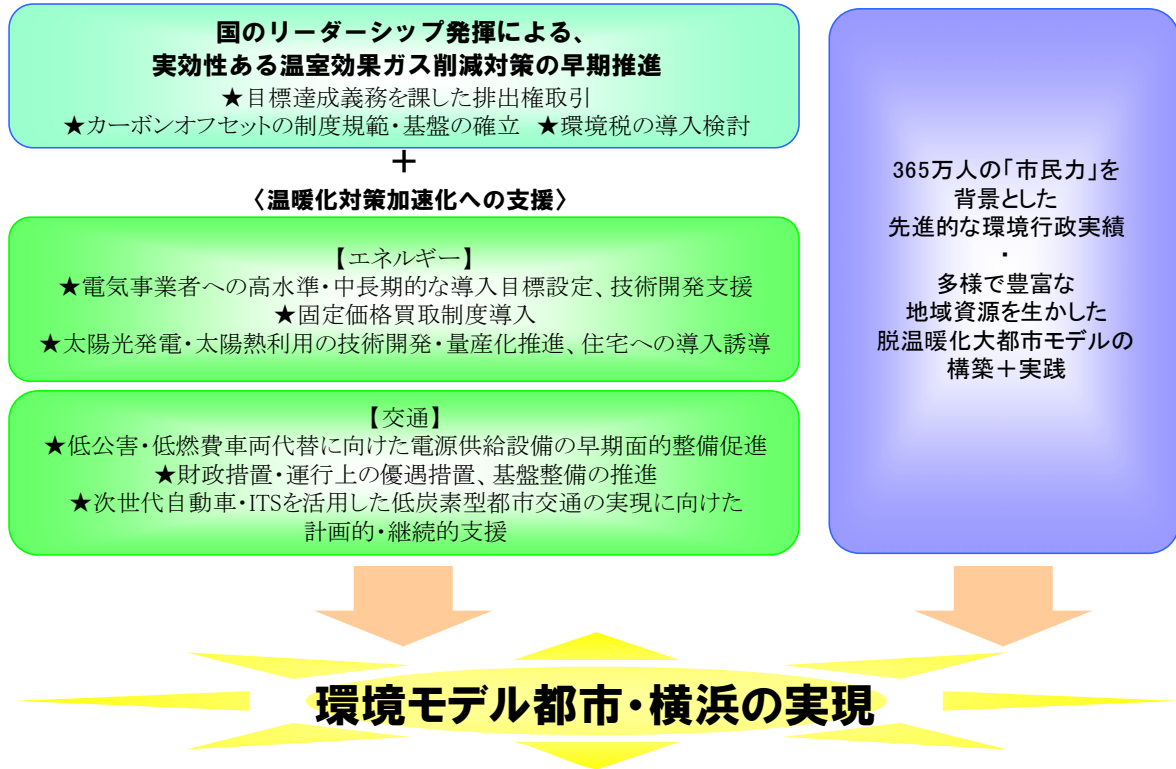
※ITS…

Intelligent Transport Systems の略。最先端の情報通信技術を用いて、人と道路と車両とを情報でネットワーク化することにより、交通事故、渋滞などの道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システムのこと。

【提案の背景】

- ・ 環境モデル都市提案においては、低公害・低燃費車両の率先導入を提案し、需要拡大を通じた技術開発・実用化の促進を目指している。
- ・ 特に、電気自動車においては航続距離が導入上の課題であり、需要拡大に向けては、急速充電設備に加え費用対効果の高い設備を用いた電源供給体制の面的整備を早期に推進することが有効である。
- ・ また同提案では、自動車交通の抜本的な脱温暖化を目指し、産官学連携による次世代自動車技術やITSを活用した統合的なシステム構築に向けた実証実験を予定しているが、将来の実用化に向けては、技術検証やインフラ整備などに対する長期的かつ省庁横断的な支援が必要である。
- ・ 国も19年5月に「次世代自動車・燃料イニシアティブ」を示し、42年時点で運輸部門の石油依存度80%・エネルギー効率30%改善を目指すことを踏まえ、地方自治体の積極的な取組への支援を求めるものである。

《地球温暖化対策に係る提案の全体像》



《環境モデル都市 提案概要》

横浜ゼロカーボン生活の創出 ～家庭からの排出40%削減～

- 「省エネ住宅の格付制度」導入と固定資産税の軽減
- 環境ポイント導入による高効率家電の普及促進
- ファストフード・宿泊施設等での使い捨て容器・用品ゼロを目指す「エコもてなし」
- 市民主導による「横浜環境ポイント制度」創設

再生可能エネルギー「カーフ」戦略

- 再生可能エネルギー導入・供給事業体「横浜グリーンパワー」の創設
- 「固定価格買取制度」の確立・「ソーラーオブリゲーション」の実現
- 「横浜グリーンパワー」事業によるビジネスチャンスの創出、企業誘致促進
- 再生可能エネルギー活用の最先端エリア「横浜グリーンバレー」の創生



ゼロエミッション交通・世界戦略

- プラグインハイブリッド(PHV)、電気自動車(EV)等の導入
- コミュニティサイクル・自転車交通ネットワークの整備
- 都心部エリア内のパーク&ライド、EV、自転車等の魅力的なモビリティシェアシステムの構築
- モビリティマネジメントの推進

脱温暖化地域連携モデルの構築

- 脱温暖化連合「大都市・農山村連携モデル」を構築
 ・バイオマスを用いたカーボンナノチューブの開発
 ・太陽光発電の普及方策の情報共有、共同政策提案
- 上下水道、ごみ処理等の先進的な脱温暖化技術を国外へ移転



推進方策

- 横浜市「地球温暖化対策行動推進本部」による全庁挙げた取組の推進
- 地域住民との連携「横浜市地球温暖化対策地域推進協議会」、市内全18区に「区地球温暖化対策推進本部」を設置
- 1区1ゼロカーボンプロジェクトを実施
- 産官学民の政策連携提案の場「YES(ヨコハマ・エコ・スクール)」を創設

提案の担当／地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課長 関川 朋樹 TEL 045-671-4108

羽田空港の真の国際化の推進

(国土交通省)

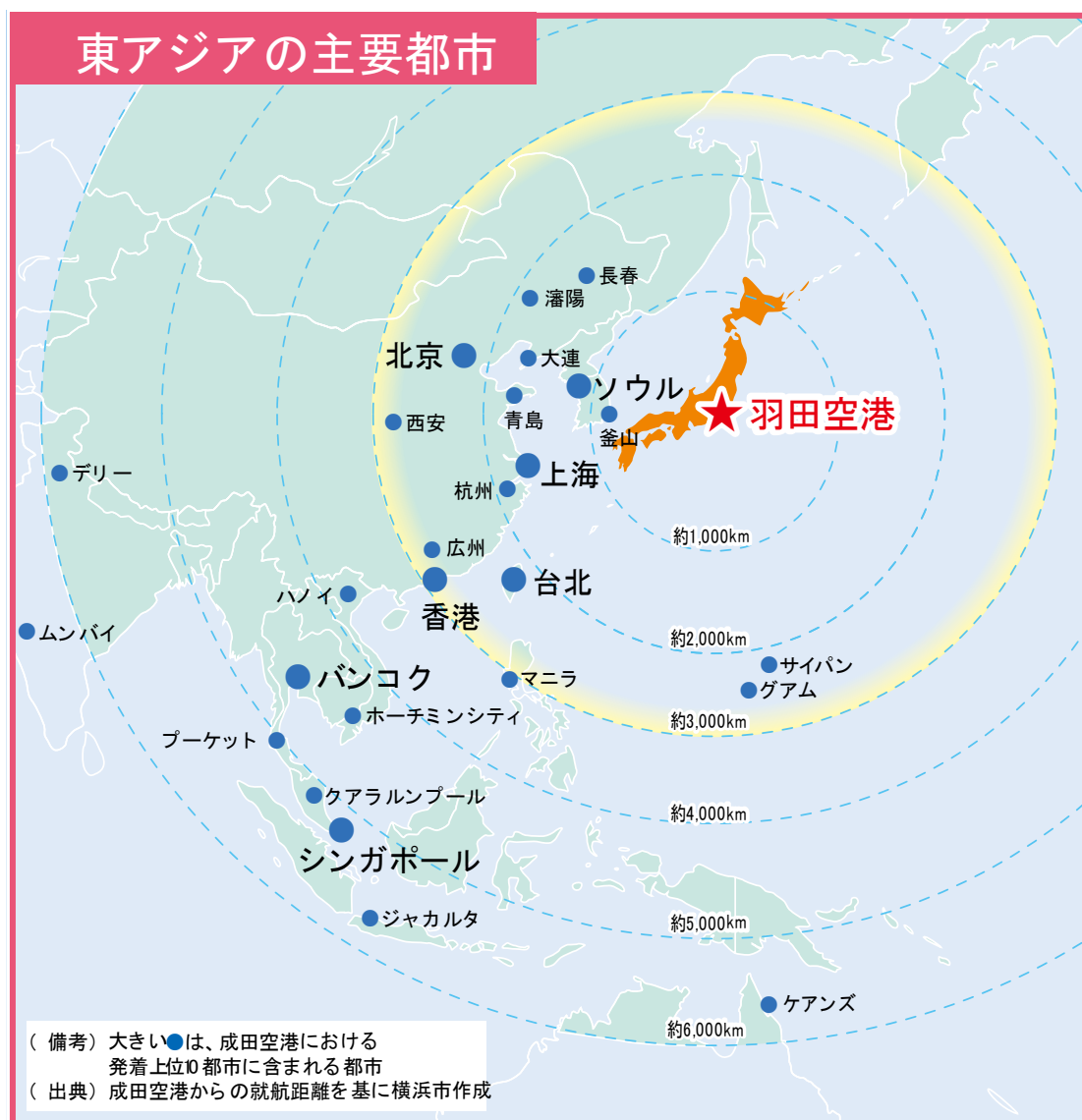
【提案内容】

- 1 国際旅客定期便の就航路線は、昼間時間帯も含め、少なくともASEAN諸国を含む東アジアの主要都市をカバーすることとし、羽田空港・成田空港それぞれに国際線・国内線を適切に配置すること。
- 2 路線を決定する際には、資金協力の経緯を踏まえ、空港利用者や羽田空港再拡張事業への資金協力を行う関係自治体の意見を十分に反映すること。

【提案の背景】

- ・ 近年、中国やASEAN諸国はめざましい経済成長を遂げているとともに、海外とのアクセス性を高めるために、空港の拡張整備を積極的に進めている。
- ・ 我が国が、成長著しいアジア諸国から取り残されないためには、日本経済を支える首都圏とアジア諸国との相互アクセス強化が必要であり、具体的には、首都圏からの交通利便性が高い羽田空港を国際空港として積極的に活用する必要がある。
- ・ 羽田空港の国際化については、本市のみならず、経済界や政府部内の規制改革会議などにおいて、その必要性が強調されているところである。また、ソウル・上海・香港など、チャーター便の就航がみられているところであり、まさに羽田空港の国際化に対する需要の大きさを示しているものである。
- ・ しかし、国にあっては、「経済財政改革の基本方針2008」においても、昼間時間帯の国際定期旅客便の就航回数は3万回、就航範囲は北京、台北、香港と、3,000キロ程度にとどまっており、十分な進展が見られない状況である。

- ・本市は、「国際線機能の充実」「再拡張事業の着実な推進」「神奈川口構想の推進」を大前提として、再拡張事業への資金協力を行ってきた。真の国益にかなう羽田空港の実現のためには、羽田空港の就航範囲としては、真の国際化（少なくともASEAN諸国を含む東アジアの主要都市をカバーすべき）が必要であると主張してきたところである。
- ・今後、国においては、真の国益にかなう羽田空港の実現のため、羽田空港の真の国際化に向けた取組を強力に進めるべきである。



市内米軍施設の返還と跡地利用の推進

(総務省・外務省・財務省・国土交通省・防衛省)

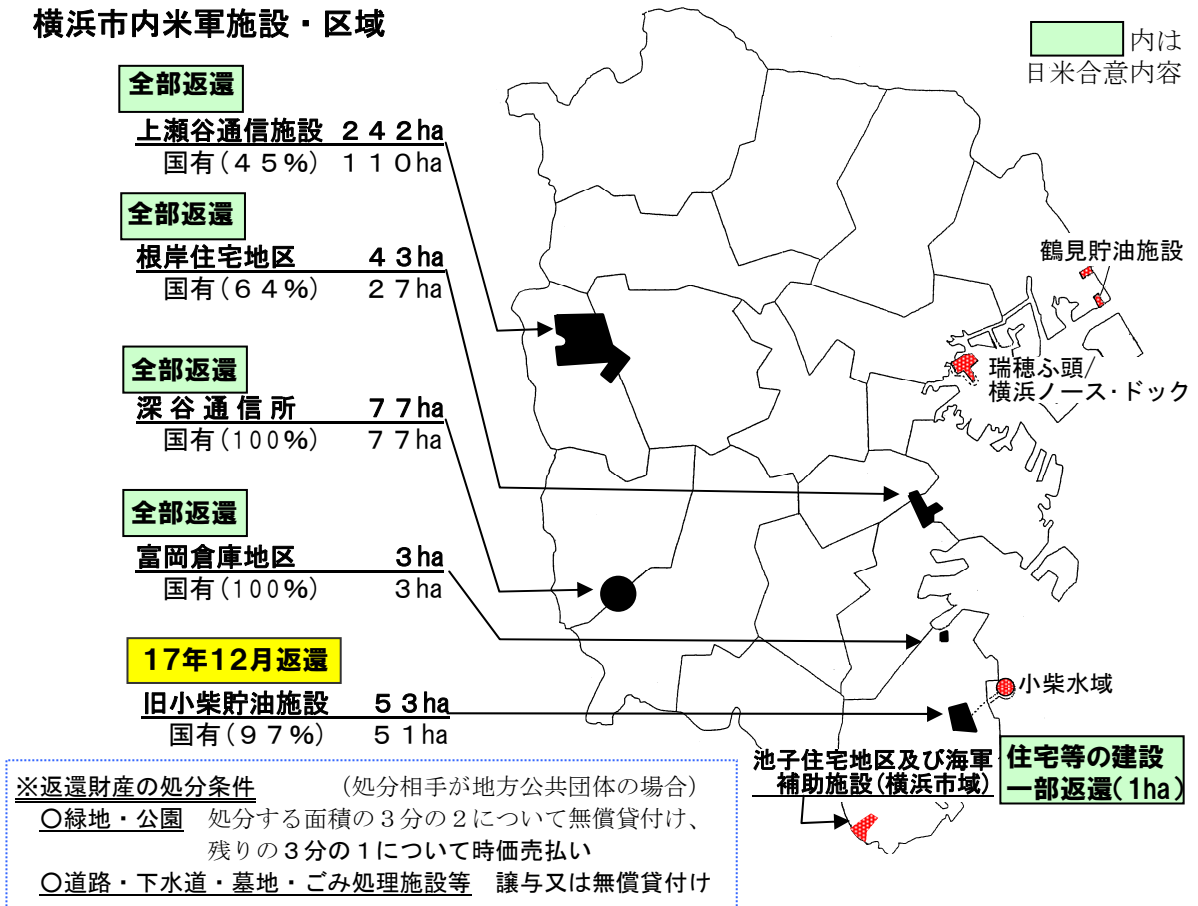
【提案内容】

- 1 市内米軍施設・区域の早期全面返還を促進すること。
 - (1) 返還方針が合意された富岡倉庫地区等の早期返還
 - (2) 瑞穂ふ頭をはじめとする他の施設・区域の返還促進
- 2 返還跡地を活用した緑の保全・創出等に協力すること。
 - (1) 水・緑環境、防災など、国施策への明確な位置付け
 - (2) 国有地の無償利用など、地方公共団体への配慮
 - (3) 旧小柴貯油施設における150周年記念植樹への協力

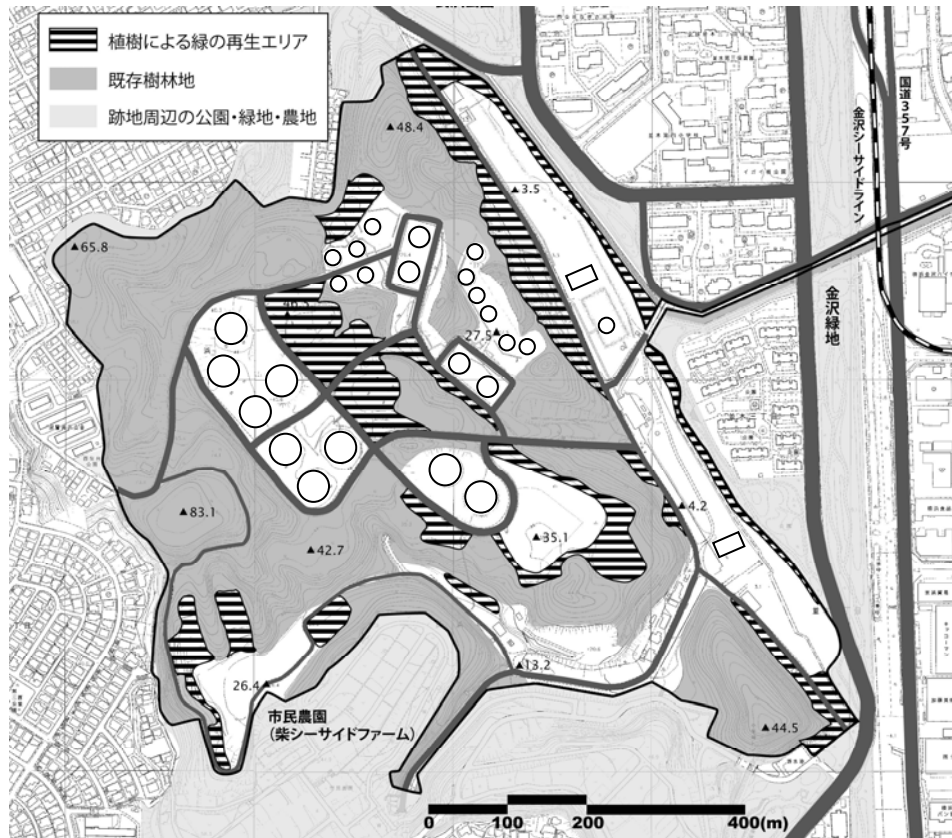
【提案の背景】

- ・ 横浜市は、来年（平成21年）、横浜開港150周年を迎える。これを契機とした市内米軍施設の返還と跡地利用の推進に取り組んでいる。
- ・ 16年10月に、日米間で、市内8施設のうち6施設を対象とする返還の方針が合意され、17年12月に小柴貯油施設の返還が実現した。
- ・ この合意施設のうち、富岡倉庫地区は長年米軍が常駐しておらず、今年になり、深谷通信所では困障区域外のアンテナ撤去、上瀬谷通信施設では全居住者の移転及び住宅関連施設の閉鎖が行なわれた。
- ・ 返還跡地をモデルに、国は、18年度に水・緑環境、防災等の広域的な保全・活用方策について調査検討を行ない、現在は、国土形成計画（首都圏広域地方計画）への跡地の位置付け等について協議を進めている。
- ・ 横浜市は、20年7月に、国から「環境モデル都市」に選定された。低炭素社会の実現に向け、緑地の増大等による都市熱の減少など、脱温暖化の取組を進めている。
- ・ このような中、旧小柴貯油施設については、開港150周年の森の整備を目指すとともに、国有地への記念植樹の実施について検討している。

○ 横浜市内米軍施設・区域



○ 旧小柴貯油施設における植樹候補地



介護保険制度に係る改善

(総務省・財務省・厚生労働省)

【提案内容】

- 1 平成21年度に行う介護報酬の改定においては、保険料の水準に留意しつつ、必要な人材の確保が図られ、良質な介護サービスを提供できるよう、適切な介護報酬を設定すること。また、都市部の実情に即して地域区分を見直すとともに、適切な地域単価を設定すること。
- 2 介護保険施設等のサービスの質を確保するため、職員の定着が促進されるよう、介護保険制度の運用を見直すこと。

【提案の背景】

- ・ 都市部では、他業種と比較して職員の給与水準が低く、介護人材が慢性的に不足しており、事業者が職員を募集しても集まらない状況が続き、深刻な問題となっている。
- ・ また、地方と比較して人件費等が高いにもかかわらず、介護報酬の地域差は少なく、都市部の実情を反映したものになっていないため、より事業者の経営状況は厳しいものとなっている。
- ・ 介護保険施設等において、質の高い介護サービスを利用者に継続的に提供するためには、業務経験豊富な職員の定着が必要不可欠であるが、介護保険施設職員は、他業種と比較して勤続年数も短く、また離職率も高い状況にあり、特にベテラン及び中堅職員の定着という面で課題がある。
- ・ 本市においては、介護保険施設等の人材定着を促進するため、運営費を補助するなど独自に支援策を講じている。

- 給与水準が低いため、慢性的な人手不足が続いている
- 経験豊富な職員が育たない

【一般労働者の平均賃金等】

	男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する給与額
全産業	68.8%	41.8歳	13.5年	372.7千円	31.2%	39.1歳	8.8年	238.6千円
福祉施設 介護職員	29.2%	33.2歳	4.9年	227.1千円	70.8%	37.2歳	5.3年	206.4千円
ホームヘルパー	15.2%	37.6歳	3.9年	230.6千円	84.8%	44.7歳	4.5年	197.0千円

(出典) 平成18年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)。調査時点:平成18年7月

※一般労働者とは短時間労働者以外の労働者であり、正規雇用・非正規雇用を問わない。

- 介護従事者に賃金や手当について希望を聞くと、「能力」、「資格」、「勤務年数」を評価することを希望する者の割合が高い

【介護従事者の賃金や手当等希望(複数回答)】

事項	割合
能力を評価してほしい	35.0%
資格による手当がほしい	27.0%
勤務年数を評価してほしい	26.5%
連絡用の携帯電話の支給・通信費補助をしてほしい	17.1%
早朝・夜間勤務等について手当を付けてほしい	13.2%
通勤手当を付けてほしい	9.3%
役職手当がほしい	8.0%
その他	13.0%
なし	18.9%

財)介護労働安全センター
19年度介護労働実態調査による

- ・ 介護報酬の地域差が少なく、都市部における人件費等の実情を反映していない。
- ・ 職務能力や勤務年数を評価し、中堅・ベテラン職員の定着を図る必要がある。

- 都市部の実情に即して地域区分を見直すとともに、適切な地域単価を設定すること。
- 介護保険施設等のサービスの質を確保するため、職員の定着が促進されるよう、介護保険制度の運用を見直すこと

提案の担当/健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課長 松本 均 TEL 045-671-4250
健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課長 宮口 廣隆 TEL 045-671-3641

国民健康保険に対する財政措置の見直し

(総務省・財務省・厚生労働省)

【提案内容】

普通調整交付金について、医療費適正化の観点を盛り込み、例えば実際の医療費に代えて標準的な医療費を算定に用いるなど、公平かつ合理的な配分方法に早急な見直しを行うこと。

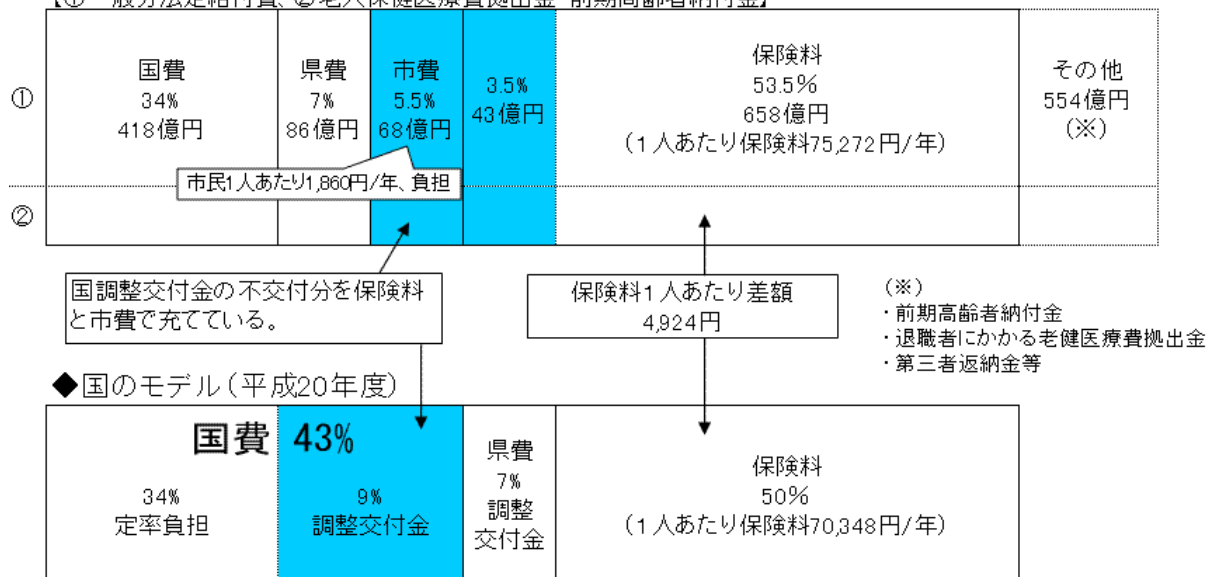
【提案の背景】

- ・ 普通調整交付金は、被保険者の所得水準を反映する理論上の収入と実際の医療費に基づいて算出されており、保険者(市町村)が医療費適正化に努め、医療費を抑制するほど、交付にあたり不利となる仕組みとなっている。
- ・ 横浜市では、国保制度創設以来、一度も普通調整交付金が交付されておらず、不交付分を多額の一般会計繰入や保険料で賄っているが、交付を受けている保険者と一人あたりの保険料が逆転してしまうケースもあるなど、著しく合理性を欠いた配分方法となっている。
- ・ この配分方法について、平成16年3月の国会では、厚生労働大臣が見直し作業にかかるかと答弁されているが、未だ改善されていない。
- ・ 医療制度改革では、国や保険者等が医療費適正化に総合的に取り組むことが大きな柱となっており、平成20年度からは各保険者の医療費適正化の取組の達成状況に応じて財政負担を調整する施策も導入されたが、適正化に努めていることが反映されない普通調整交付金の配分方法は、改革の流れにそぐわないものである。

■本市国保と国のモデルとの医療費の負担割合の比較

◆本市国保

【①一般分法定給付費、②老人保健医療費拠出金・前期高齢者納付金】



■指定都市の医療分普通調整交付金の交付状況(平成19年度)

(単位：百万円)

横浜	0						
札幌	10,297	仙台	3,398	さいたま	0	千葉	1,460
川崎	0	新潟	3,328	静岡	1,069	浜松	741
名古屋	3,001	京都	7,837	大阪	22,844	堺	5,011
神戸	8,267	広島	2,252	北九州	9,196	福岡	8,914

緑地・農地の保全のための関係法令の見直し

(総務省・財務省・農林水産省・国土交通省)

【提案内容】

都市部において緑地・農地を保全するため、関係法令を見直すこと。

- 1 相続税物納制度において物納された国有財産の取扱の見直し
- 2 緑地保全に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充
- 3 農業生産活動に不可欠な施設への相続税納税猶予対象地の拡大
- 4 貸付農地等に対する相続税評価の緩和
- 5 市民農園利用者用駐車場を設置するための農地法等の改正

【提案の背景】

- ・ 横浜市では、緑豊かな都市環境を保全・創造していくため「横浜みどりアップ計画」の推進に取り組んでおり、平成20年7月には、重点的に取り組むべき新規・拡充施策の素案をとりまとめたところである。
- ・ 「横浜みどりアップ計画」で保全を進めていく緑地・農地は一体の里山空間を形成しており、緑地、農地の保全、また、市民協働による維持管理などさまざまな施策を一体的に保全・再生・活用していくことが重要である。
- ・ 特に、19年9月に、市街化調整区域内の農地及び樹林地所有者向けのアンケートを行った結果では、緑地を保有する上でも、農地を保有し耕作をし続ける上でも、相続時における相続税の負担が最大の課題となっている。
- ・ また、農地においては、地方の農村の農地と大都市の農地で同じ法律が適用されていることから、例えば、本市においてニーズの高い特定農地貸付法による市民農園を設置する際、農園用駐車場については、農用地においては農地法により設置ができず、市街化調整区域においては現在一時転用の対象となっていないため、適切な対応ができない、などの課題が生じている。

現状 & 提案

1 相続税法上、金銭で納付することが原則であるため、相続した緑地が相続税支払いのため、売却されてしまう可能性がある。

提案

- ① 相続税の納税対象に緑地が含まれる場合は、緑地の保全を優先する法令や運用基準等に改正すること。
- ② 国有財産の買取を希望する地方自治体へ物納財産の1/3を無償貸付する、従前の優遇措置を復活すること。

2 緑地を相続した場合、土地評価の控除はあるものの、相続税負担が重い。

提案

- ① 都市緑地法及び首都圏近郊緑地保全法において定められる緑地を相続した場合の、相続税の負担軽減措置を創設すること。また、借地公園として10年以上利用された土地を相続した場合の、負担軽減措置を拡充すること。
- ② 都市緑地法及び首都圏近郊緑地保全法に基づく特別緑地保全地区の公有地化について、譲渡所得の特別控除額を引き上げること。
- ③ 緑地等を取得する際の代替地との土地交換については、地目が異なる場合も非課税となるよう、税制上の特例を拡充すること。

3 畜舎、堆肥舎等は、相続税納税猶予対象地となっておらず、後継者の大きな負担となっている。

提案

- ① 畜舎、堆肥舎、農業用倉庫は農業用にのみ使用する施設であり、都市農業の継続に不可欠な施設であるため、相続税納税猶予の対象とすること。

4 農業経営基盤強化促進法に基づく貸付農地の相続は土地評価が5%の減額されるが、市民農園には優遇措置がない。

提案

- ① 農業経営基盤強化促進法に基づく貸付農地は、現行の評価減幅を拡大すること。また、特定農地貸付法に基づく市民農園についても同様の評価減措置を講ずること。

5 農業振興地域農用地区域においては一時転用であっても駐車場の設置が認められていない。市街化調整区域においては、農地の一時転用は3年以内と限定されており、駐車場への一時転用は事実上不可能である。仮に農地転用を行った場合、閉園時に農地への復元が困難である。

提案

- ① 市民農園に付帯する利用者用駐車場を3年以上の一時転用の許可対象とするよう、農地関係法令等を整備すること。

横浜みどりアップ計画 体系図

横浜みどりアップ計画

～横浜の都市の魅力を高めるとともに、市民の潤いある生活空間を創出し、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、質の成果と量の成果を目指します～

樹林地を守り
活かす施策

農地を守り
活かす施策

街に緑を
ふやす施策

提案の担当／環境創造局総合企画部環境政策担当課長 橋本 健 TEL 045-671-2473
環境創造局環境活動推進部農地保全課長 河合 正嗣 TEL 045-671-2605
環境創造局環境整備部事業調整課長 山本 尚樹 TEL 045-671-2613



文化芸術創造都市・横浜



横浜市 行政運営調整局 財政部 財源課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-2183

この提案・要望書は下記のホームページアドレスでご覧になれます。
<http://www.city.yokohama.jp/me/gyousei/teianyoubou/202youbou/index.html>

横浜開港150周年



2009年は横浜開港150周年です。